

土木工事特記仕様書（令和5年5月8日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等 4. 低入札技術者」において、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」に、「1-1-1-34 工事関係者に対する措置要求」において、「主任技術者（監理技術者）」とあるのは「主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和4年2月18日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（施工計画書）【変更】

1-1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札

価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 計画工程表
- (2) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (3) 施工管理計画
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) 環境対策
- (8) 現場作業環境の整備
- (9) その他

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、第1項に示す工事においては、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(工事実績データの登録)【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】【追加】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
 - ①主任技術者又は監理技術者の資格又は実務経験
 - ・建設業法第7条第2号ハ、及び同法第15条第2号イ又はハに該当する有資格者（土木施工管理技士等）については、技術者取得資格証明書（技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書で可）

- ・建設業法第7条第2号イ又はロ、及び同法第15条第2号ロに該当するものについては、実務経験証明書
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が4,500万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

3. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に關し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

6. 技術者等の配置

受注者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（総合評価落札方式）対象工事において、入札前に入札参加資格確認資料として提出した配置予定技術者を、当該工事の技術者として配置しなければならない。

また、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び低入札技術者は、死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等を除いて変更することはできない。ただし、やむを得ず変更する場合には、当該入札参加条件に適合した者を選任し、再度審査を受けた後、配置しなければならない。

7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

（工事の一時中止）【追加】

1-1-1-18 工事の一時中止

4. 「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」の適用

発注者及び受注者は、上記1～3のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」によるものとする。

（設計図書の変更）【変更】

1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県土木工事における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、対等の立場で

合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

(建設副産物)【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. C O B R I Sの入力方法

受注者は、C O B R I Sの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」

に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(徳島県認定リサイクル製品の使用)【変更】

1-1-1-39 環境対策

9. 環境物品等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第10条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

(建設業退職金共済制度)【変更】【追加】

1-1-1-49 保険の付保及び事故の補償

5. 「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」の提出

受注者は、「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」を工事請負契約時に、発注者に提出しなければならない。また、建設業退職金共済証紙等を追加購入した場合も、同様に本届出書を発注者に提出すること。

なお、建設業退職金共済制度に加入した場合には、別に定める標識（シール）を見やすい場所に掲示しなければならない。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(県内産資材の原則利用)【変更】

2-1-3-1 県内産資材の原則使用

3. 建設資材使用実績報告書（削除）

(土木工事施工管理基準に対する変更仕様事項)

第3条 「徳島県土木工事施工管理基準 平成28年7月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

(写真管理基準)【変更】

4. 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況（形状寸数量）のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。
- (3) 監督員、監督補助員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

（法定外の労災保険の付保）

第4条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（工事成績評定の選択制）

第5条 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（第三者機関による品質証明）

第6条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第7条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（デジタル工事写真の小黒板情報電子化）

第8条 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という）と/or ことができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC HP

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用 について【県土整備部】」

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/digitalkendo/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第9条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第10条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第11条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第12条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第13条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象金額1千万円未満は、洋式トイレとする。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

- 第14条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。
- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

(情報共有システム活用工事【受注者希望型】)

- 第15条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

徳島県 CALS/EC HP

「情報共有システム活用試行要領」

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(扱い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】)

- 第16条 本工事は、建設工事の中長期的な扱い手の確保等を目的とした「扱い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「扱い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 本工事は、建設現場の週休2日を確保するために必要となる経費を当初設計金額に計上しており、対象期間において週休2日が達成できなければ、請負代金額の変更によりこの経費を減額する。

扱い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

- 第17条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、

- 借上費) の割合 : 14.93%
- 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費 (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用) の割合 : 1.18%
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。
なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料 (領収書の写し等) を提示すること。
- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費 (營繕費) に加算して算出する。
なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(本工事の特記仕様事項)

- 第18条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。
(本工事における特記仕様事項を記載)

新童学寺トンネル照明設備工事

特記仕様書

目 次

- 1 一般事項
 - 1. 1 適用範囲
 - 1. 2 工事概要
 - 1. 3 工期
 - 1. 4 提出書類
 - 1. 5 適用諸基準
 - 1. 6 使用機器及び材料
 - 1. 7 工場検査
 - 1. 8 変更
 - 1. 9 申請及び手続き
 - 1. 10 工事用電力
 - 1. 11 他業者との協力
 - 1. 12 他施設への損害
 - 1. 13 保安に関する事項
 - 1. 14 施工全般
 - 1. 15 後片付け
 - 1. 16 竣工検査
 - 1. 17 保障
 - 1. 18 その他
- 2 工事仕様
 - 2. 1 工事概要
 - 2. 2 承認図
 - 2. 3 工場検査
- 3 機器仕様書
 - 3. 1 入口照明器具
 - 3. 2 自動調光装置
 - 3. 3 照明分電盤

1 一般事項

1. 1 適用範囲

本特記仕様書は、主要地方道 石井神山線 に存する新童学寺トンネルの道路照明設備工事に適用するものである。

1. 2 工事概要

1) 工事名

2) 工事場所 徳島県名西郡石井町石井（新童学寺トンネル）

3) 施工内容 本工事は、新童学寺トンネルの道路照明設備に伴う機器据付並びに配管配線工事、試験調整を行う。

1. 3 工期

本工事の工期は、210日とする。

1. 4 提出書類

請負人は契約締結後、下記の書類を速やかに監督員に提出するものとする。

- | | |
|------------------|----|
| 1) 機器製作仕様書 | 1部 |
| 2) 工事実施工程表 | 1部 |
| 3) 検査方案書 | 1部 |
| 4) 試験成績書 | 1部 |
| 5) 完成報告書 | 1部 |
| 6) その他監督員が要求するもの | 1部 |

1. 5 適用諸基準

請負人が工事を施工するにあたっては、下記の諸基準および規格に適合するものとする。

- 1) 日本工業規格（JIS）
- 2) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 3) 日本電気工業会表会規格（JEM）
- 4) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- 5) 電気設備技術基準
- 6) 電気用品取締法
- 7) 建電協 トンネル照明器材仕様書
- 8) 建電協 道路照明器材仕様書
- 9) 内線規程
- 10) 国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）
- 11) その他関係法令および規格

なお、電気用品安全法の適用を受けるものは、形式承認済みのものとする。

1. 6 使用機器及び材料

本工事に使用する機器および材料は、指定品もしくはそれと同等品以上のものを使用するものとする。

また、工場製作機器については、検査員の工場立会検査を受け、これに合格したものを使用するものとする。

1. 7 工場検査

請負人は、本工事に使用する機器の製作が完了した時は、検査員の立会検査を受けなければならない。

検査の内容は、下記のとおりとする。

- 1) 外観および形状検査
- 2) 絶縁耐圧試験
- 3) 防水試験
- 4) その他検査員が指示するもの（配光試験など）

なお、やむを得ない事情により立会検査ができない時は、工場試験成績書により確認するものとする。

1. 8 変更

工事施工に際し変更が生じた場合は、事前に監督員と協議の上、承諾を得なければならない。

なお、軽微な変更については、監督員の指示に従うものとする。

1. 9 申請および手続き

本工事の施工に必要な他の公共企業体などに対する申請手続きは、請負人が行うものとし、これに必要な費用は請負人の負担とする。

ただし、これに要する関係図書は、それぞれ関係者より本工事請負人に提供するものとする。

- 1) 電力会社電気供給申請
- 2) 道路関係占用許可申請および届出（必要な場合）
- 3) 予備試験
- 4) 官公庁検査（必要な場合）
- 5) その他

1. 10 工事用電力

本工事の施工に必要な電力は、すべて請負人が負担するものとする。

1. 11 他業者との協力

本工事の期間中に他の工事などが同時に施工される場合は、監督員の指示に従い、関係請負業者と十分協議の上、互いに工事の進捗に支障がないように施工しなければならない。

1. 1.2 他施設への損害

本工事の施工にあたり、建造物およびその他の諸施設に損害を与えた場合には、監督員の指示に従い請負人の責任において速やかに原形に復するものとする。

1. 1.3 保安に関する事項

- 1) 請負人は工事を行うにあたり、関係法規を遵守するとともに、工事期間中隨時安全意識の高揚を図らなければならない。
- 2) 工事車両の運行にあたっては、所轄警察署および監督員の指示に従い交通法規を遵守し、交通の安全を記さねばならない。
- 3) 本工事の作業および材料運搬などは、原則として夜間に行ってはならない。やむを得ず夜間に行う場合は、あらかじめ監督員に申し出てその承諾を得なければならない。

1. 1.4 施工全般

- 1) 配線に際しては、事前に管路の清掃を行い、ケーブルに損傷を与えてはならない。
- 2) ケーブルの接続は、正しく堅固に行わなければならない。
- 3) 管路や機器が建築限界を超えてはならない。
- 4) 高所作業に際しては、堅固な足場を確保した後に施工することとする。
- 5) 現場内に工具や材料などを放置してはならない。

1. 1.5 後片付け

工事完了後は、期間内に後片付けおよび清掃を完全に行わなければならない。

1. 1.6 竣工検査

請負人は、本工事が完了した時は竣工検査を受け、これに合格しなければならない。

1. 1.7 保障

本工事完了後、工事の不完全、製品の欠陥などによる故障は、竣工検査合格時より1年間は無償で修理するものとする。

1. 1.8 その他

工事の進捗状況などは必要に応じて監督員に報告しなければならない。また、本工事において、建設公害を発生させてはならない。

2 工事仕様

本仕様書は、新童学寺トンネルの照明設備工事に必要な工事内容をまとめたもので、機器仕様書と共に使用するものとする。

2. 1 工事概要

新童学寺トンネルの照明設備の工事概要は次の通りである。

項目	名称	規格	数量
入口照明	LED	5,000 1m	26 基
入口照明	LED	10,000 1m	16 基
入口照明	LED	15,000 1m	4 基
制御関連	照明分電盤	既設改良	1 基
制御関連	自動調光装置	受光部含む	1 基
配置・配線			1 式

2. 2 承認図

次に掲げる機器は承認図を提出し、承認を得たものを使用する。

- 1) 照明器具
- 2) その他監督員が必要と認めたもの

2. 3 工場検査

次に掲げるものは工場検査を必要とする。

- 1) 照明器具
- 2) その他監督員が必要と認めたもの

3 機器仕様書

3. 1 入口照明器具

3. 1. 1 総則

1. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、トンネル照明に使用するLEDトンネル照明器具に適用する。

1. 1. 2 種類

本仕様書に規定する照明器具は、「あわ産LED道路・トンネル照明灯」とする。

器具の種類	取付位置	適合ランプ	定格電圧
LED 照明器具	側壁	35W	200V
		70W	
		105W	

1. 1. 3 適用規格類

各器材には、次の諸規定に適合するほか、本仕様によるものとする。

道路・トンネル照明器材仕様書（H20）（社団法人 建設電気技術協会）

電気設備に関する技術基準を定める省令

日本工業規格（JIS）

日本電球工業会規格（JEL）

電気用品安全法

3. 1. 2 構造

構造は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」による。

3. 1. 3 性能

1. 3. 1 光学性能

器具の光学性能は、トンネル内の側壁に取り付けられた状態で路面・壁面を効果的に照明する性能を有するものとする。

1. 3. 2 絶縁抵抗

（1）絶縁抵抗は、（2）により試験をした時 $5\text{M}\Omega$ 以上でなければならない。

また、冷間で試験したとき、 $30\text{M}\Omega$ 以上であること。

（2）絶縁抵抗試験は、連続点灯を行い器具各部の温度がほぼ一定になった後、

両端子を一括したものと非充電金属部との間の絶縁抵抗を、JIS C

13022002 「絶縁抵抗計」に規定する 500W 絶縁抵抗計またはこれと同等以上の精度を有する測定器で測定する。

1. 3. 3 耐電圧

（1）耐電圧は、（2）により試験をした時、これに耐えなければならない。

（2）耐電圧試験は、絶縁抵抗試験のすぐ後で表 1. 3 の駆便ごとに、充電部と

非充電部との間に周波数 50Hz または 60Hz の正弦波に近い表に示す。

試験電圧を 1 分間加え、これに耐えるかどうかを調べる。

器具に供給される電圧または内蔵する安定器の定格 2 次電圧 (E) の区分	充電部と非充電部との間に加える試験電圧
300 以下のもの	1500
300 を超えるもの	2E+1000

1. 3. 4 じんあい、固体物及び水気の侵入に対する保護

J I S C 8105 「照明器具-第1部：安全要求事項通則」に規定する IP55 以上とし、固体物及び水気の侵入により有害な影響を及ぼしてはならない。

1. 3. 5 耐熱衝撃

- (1) 耐熱衝撃は、(2) により試験をしたとき、ガラスカバーに亀裂、変形または破損があつてはならない。
- (2) 耐熱衝撃試験は、器具を通常の使用状態で点灯し、各部の温度がほぼ一定になったとき、周囲温度より 10°C 低い水をガラスカバーに雨状に注水して試験する。
ただし、注水する水の最低温度は 4°C とする。

3. 1. 4 表示

器具の見やすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を表示するものとする。

- ① 形式
- ② 定格電圧 (V)
- ③ 定格周波数 (Hz)
- ④ 適合ランプ
- ⑤ 光源の定格消費電力 (W)
- ⑥ 製造年月日またはその略号
- ⑦ 製造業者名またはその略号
- ⑧ (PS) E または<PS>E マーク (電気用品を安全法に適用するものに限る)
- ⑨ その他必要事項

3. 2 自動調光装置

3. 2. 1 総則

2. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、トンネル照明の調光制御に使用する自動調光装置（受光部・制御部）（以下装置という。）に適用する。

2. 1. 2 種類

装置は照度計式とする。

2. 1. 3 適用規格類

日本工業規格 (J I S)

日本電気工業会規格 (JEM)

電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)

電気設備技術基準

その他関係法令及び規格

2. 1. 4 装置の構成

本装置は、下記により構成される。

受光部 1台

制御部 1台

3. 2. 2 構造

構造は「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

3. 2. 3 性能

性能は「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

3. 2. 4 表示

表示は「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

3. 3 照明分電盤

3. 3. 1 総則

3. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、トンネルで仕様する照明器具及び附帯設備に電源を供給し、野外の明るさに応じて、別途定めるトンネル内の照明レベルを自動的に制御する装置（自動調光装置）を内蔵した照明分電盤について適用するものとする。

3. 1. 2 適用規格類

日本工業規格 (JIS)

日本電気工業会規格 (JEM)

電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)

電気設備技術基準

その他関係法令及び規格

3. 3. 2 構造

3. 2. 1 回路構成

設計図による。

3. 3. 3 環境条件

環境条件は、周囲温度-10°C～+40°C、標高 1000m 以下とし、同条件内において構造、動作に影響のないものとする。

3. 3. 4 電気方式

受電 : 1φ 2W 200V 60Hz

照明負荷配電 : 1φ 2W 200V 60Hz

3. 3. 5 試験・調整及び検査

3. 5. 1 現地試験調整

工事完了後に、各機器の動作試験と自動調光装置の調整を行い、正常に動作することを確認するものとする。試験結果については報告書を作成し提出する。

3. 3. 6 表示

下記に示す項目を見えやすい場所に容易に消えない方法で表示するものとする。

① 形式

② 定格電圧

③ 製造者名等

④ 製造年月日